

福島県迷惑行為等防止条例の一部改正(案)の概要について

条例改正の背景

福島県では、平成12年に「嫌がらせ行為」や「身体等に対する卑わいな行為」等、県民の平穏な日常生活に影響を及ぼす悪質な迷惑行為を規制する『福島県迷惑行為等防止条例』（以下「条例」という。）が制定されています。

条例の制定から14年が経過し、社会情勢も大きく変化したことにより、現条例では対応できない電子メール等を使用した嫌がらせ行為を新たに規制するとともに、全国と同程度に罰則を引上げる等、県民の平穏な生活を確保することを目的として条例の改正を行います。

◎「嫌がらせ行為の禁止」規定に「電子メール等の送信」規制を追加

条例第7条で

何人も、特定の者に対する職場、学校、地域社会、商取引、金銭貸借、係争又は調停関係に起因するねたみ、うらみその他悪意の感情（これらの感情のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する怨恨の感情を除く。）を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為を反復して行い、著しい不安を覚えさせてはならない。

と規定しており、同条第3号で

電話をかけて何も告げず、拒まれたにもかかわらず電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信すること。

と反復した電話やファクシミリ装置を用いた嫌がらせ行為を規制しています。

最近ではこれらの通信手段以外にもパソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネットを使用した電子メール等による嫌がらせ行為も発生しています。

そこで、同条第3号で

パソコンや携帯電話等を用いて特定の相手方に対する電子メール等を反復して送信すること

や

LINE（ライン）やフェイスブック等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いたメッセージを反復して送信すること

の禁止を目的とした「電子メール等の送信」規制の追加を検討しています。

◎「卑わいな行為の禁止」及び「嫌がらせ行為の禁止」の罰則引上げ

罰則の引上げを行います。

○ 卑わいな行為の禁止の罰則

- ・ 現行 (違反) 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
↓ (常習) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 改正案 (違反) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○ 嫌がらせ行為の禁止の罰則

- ・ 現行 (違反) 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
↓
- ・ 改正案 (違反) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(常習) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金